

第百三十六回国会 衆議院 農林水産委員会 會議録 第十五号

平成八年六月十四日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 松前 仰君

理事 鈴木 宗男君

理事 初村謙一郎君

理事 田中 恒利君

理事 安倍 晋三君

理事 岸本 光造君

理事 鈴木 俊一君

理事 浜田 靖一君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 茂木 敏充君

理事 木幡 弘道君

理事 野呂 昭彦君

理事 宮本 一三君

理事 山岡 賢次君

理事 水井 哲男君

理事 山崎 泉君

理事 金田 誠一君

理事 徳田 虎雄君

理事 二田 孝治君

理事 増田 敏男君

理事 井出 正二君

理事 金田 英行君

理事 栗原 博久君

理事 東家 嘉幸君

理事 穂積 良行君

理事 宮路 和明君

理事 山本 公一君

理事 千葉 国男君

理事 畑 英次郎君

理事 矢上 雅義君

理事 石橋 大吉君

理事 野坂 浩賢君

理事 小沢 鋭仁君

理事 藤田 スミ君

出席政府委員

水産庁長官 東 久雄君

委員外の出席者

農林水産委員会 調査室長 黒木 敏郎君

委員の異動

六月十四日

辞任 荒井 広幸君

七条 明君

葉梨 信行君

松下 忠洋君

補欠選任

安倍 晋三君

宮路 和明君

鈴木 俊一君

茂木 敏充君

同日

第一類第八号

農林水産委員会會議録第十五号

平成八年六月十四日

辞任

安倍 晋三君

鈴木 俊一君

宮路 和明君

茂木 敏充君

補欠選任

荒井 広幸君

葉梨 信行君

七条 明君

松下 忠洋君

六月十二日

サケ、マス、筋子に対するセーフガード発動に  
関する請願(藤田スミ君紹介)(第三七二二六号)

輸入農産物の原産地表示義務等に関する請願  
(佐々木陸海君紹介)(第四〇三九号)

同(東中光雄君紹介)(第四〇四〇号)

同(正森成二君紹介)(第四〇四一号)

同(松本善明君紹介)(第四〇四二号)

同(山原健二郎君紹介)(第四〇四三号)

は本委員会に付託された。

六月十日

国際化に対応し得る農業・農村対策の拡充と強  
化に関する陳情書(高松市番町四の一〇香  
川県議会内植田郁男)(第三七六号)

二百海里排他的経済水域全面実施に関する陳情  
書外一件(天津市京町四の一の一滋賀県議会内  
石田幸雄外一名)(第三七七号)

中山間地域における振興対策の充実強化に関す  
る陳情書(高松市番町四の一〇香川県議会  
内植田郁男)(第三七八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別  
措置法案起草の件

○松前委員長 これより會議を開きます。

農林水産業の振興に関する件等について調査を  
進めます。

この際、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関  
する特別措置法案起草の件について議事を進めま  
す。

本件につきましては、理事会等において協議い  
たしました結果、お手元に配付いたしましたとお  
りの起草案を得ました。

まず、本起草案の趣旨及び内容につきまして、  
委員長から御説明申し上げます。

現在、マグロ資源はほぼ満限利用の状態にあり、  
適切な管理を行わなければその枯渇化が憂慮され  
る事態に立ち至っております。

このような状況を背景に、先般国会で承認され  
た国連海洋法条約においては、マグロ等の高度回  
遊性魚種について、沿岸国及び漁業国に対し、そ  
の保存と最適利用のため、国際機関を通じて協力  
することを義務づけており、さらに、昨年八月に  
採択された国連公海漁業協定においては、国連海  
洋法条約の実施のため、地域漁業管理機関が主体  
となって資源管理を実施する枠組みを定めており  
ます。

マグロ資源の管理に関する地域機関について  
は、現在、大西洋まぐろ類保存条約等四条約が締  
結され、洋上の漁業管理から貿易、流通に至る一  
体的管理を行う方向にあります。

しかしながら、一方では、こうした資源管理に  
係る規制を逃れた便宜置籍船等の非加盟国漁船に  
よる不法操業が増大するなど、国際管理の実効を  
損ねる事態が生じており、また、このことは我が  
国のマグロ漁業の持続的な発展にも大きな影響を  
及ぼしております。

このような状況に対処し、国際機関を通じて資  
源の保存管理措置に積極的貢献するとともに、  
その実効を確保するための所要の措置を講ずるこ  
ととは、世界最大のマグロの消費・輸入国である我  
が国の国際的責務であり、同時に、長期的に見て  
消費者の利益にもつながるものであります。

以上の観点から、本案を提案する次第でありま  
す。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げ  
ます。

本案は、我が国が世界において、歴史的にマグ  
ロの漁獲及び消費に関し特別な地位を占めている  
ことにかんがみ、最近におけるマグロ資源の動向、  
その保存及び管理を図るための国際協力の進展等  
に対処して、マグロ資源の保存及び管理の強化を  
図るための以下の措置を講ずることにより、マグ  
ロ漁業の持続的な発展とマグロの供給の安定に資  
することを目的としております。

第一に、農林水産大臣は、マグロ資源の動向を  
踏まえ、マグロ資源の保存及び管理の強化を図る  
ための基本方針を定めるものとしております。

第二に、政府は、マグロ資源の保存及び管理を  
図るための国際機関の設立またはその効果的な運  
営を図るため、関係国と協力するように努めると  
ともに、国際機関への外国の加盟を促進するよう  
に努めるものとしております。

第三に、農林水産大臣は、我が国が加盟してい  
る国際機関において取り決められたマグロ資源の  
保存及び管理を図るための措置が我が国の漁業者  
によつて遵守されるよう必要な措置を講じなけれ  
ばならないものとしております。

第四に、政府は、外国の漁業者によるマグロ漁  
業の活動が保存管理措置の有効性を減じていると  
認められるときは、当該保存管理措置を取り決め  
た国際機関に対して当該活動を抑制するため必要  
な措置を講ずるよう要請するとともに、当該外国  
国に対して当該活動を改善するよう要請しなければ  
ならないものとしております。

第五に、政府は、要請をした後、相当の期間を経過してもなお当該要請に係る活動が改善されないといふと認められるときは、当該国際機関における取り決めに従い、必要な限度において、外国為替及び外国貿易管理法第五十二条の規定に基づき、当該外国からのマグロの輸入を制限することができるものとしております。

その他、増殖に関する技術の開発及び普及、保管事業に関する援助、情報の収集、報告の徴収及び罰則等について規定するものとしております。以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

まぐる資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案  
〔本号末尾に掲載〕

○松前委員長 お諮りいたします。

お手元に配付してありますまぐる資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とするに決しました。

なお、ただいま決定いたしました本案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松前委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時八分散会

まぐる資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案

まぐる資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案  
〔目的〕

第一条 この法律は、我が国が世界において、歴史的にまぐるの漁獲及び消費に關し特別な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるまぐる資源の動向、その保存及び管理を固るための国際協力の進展その他まぐる漁業を取り巻く環境の著しい変化に対処して、まぐる資源の保存及び管理の強化を図るための所要の措置を講じ、もつてまぐる漁業の持続的な発展とまぐるの供給の安定に資することを目的とする。

〔基本方針〕

第二条 農林水産大臣は、まぐる資源の動向を踏まえ、まぐる資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 まぐる資源の保存及び管理の強化に関する基本的な指針

二 まぐる資源の保存及び管理の強化を図るための施策に関する基本的な事項

三 その他まぐる資源の保存及び管理の強化に關する重要事項

3 農林水産大臣は、まぐる資源の動向、まぐるの需給事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、外務大臣、通商産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなけれ

ばならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しな

ければならない。

〔国際協力の推進〕

第三条 政府は、まぐる資源の保存及び管理を図るための国際機関（以下「国際機関」という。）の設立又はその効果的な運営を図るため、関係

国と協力するように努めるとともに、国際機関への外国の加盟を促進するように努めるものとする。

2 政府は、国際機関においてまぐる資源の保存及び管理を固るための適切な措置が取り決められるように努めるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、まぐる資源の保存及び管理の強化を図るために必要な国際協力を推進するように努めるものとする。

〔国内における措置〕

第四条 農林水産大臣は、我が国が加盟している国際機関において取り決められたまぐる資源の保存及び管理を固るための措置（次条において「保存管理措置」という。）が我が国の漁業者によつて遵守されるように必要な措置を講じなければならない。

〔国際機関等に対する要請〕

第五条 政府は、外国の漁業者によるまぐる漁業の活動が、保存管理措置の有効性を減じていると認められるときは、当該保存管理措置を取り決めた国際機関に対して当該活動を抑止するために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、当該外国に対して当該活動を改善するよう要請しなければならない。

〔輸入に関する措置〕

第六条 政府は、前条の規定による要請をした後、相当の期間を経過してもなお当該要請に係る活動が改善されないといふと認められるときは、当該国際機関における取決めに従い、必要な限度において、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定に基づき前条に規定する外国からのまぐるの輸入を制限することができる。この場合においては、我が国が締結した条約その他の国際約束を遵守するものとする。

〔増殖に関する技術の開発及び普及等〕

第七条 政府は、まぐる資源の維持増大を図るため、まぐるの増殖に関する技術の開発及び普及その他の必要な事業を推進するように努めるものとする。

〔保管事業に関する援助〕

第八条 政府は、まぐる漁業を営む者の組織する団体に対し、当該団体が行うまぐるの保管の事業の実施に關し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

〔情報の収集等〕

第九条 政府は、まぐる資源の保存及び管理の強化に資するため、輸入されるまぐるに關する情報を収集するように努めるものとする。

2 政府は、まぐる資源の保存及び管理の強化に資するため、国際機関、外国政府、まぐる漁業を営む者又はまぐるの流通若しくは加工の事業を行う者の組織する団体等と必要な情報を交換するように努めるものとする。

〔報告の徴収〕

第十条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、まぐる漁業を営む者若しくはまぐるの流通若しくは加工の事業を行う者又はこれらの者の組織する団体から、これらの事業に係る業務に關して、必要な報告をさせることができる。

〔罰則〕

第十一条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の過料に処する。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由  
我が国が世界において、歴史的にまぐるの漁獲及び消費に關し特別な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるまぐる資源の動向、その保存及び管理を固るための国際協力の進展その他まぐる漁業を取り巻く環境の著しい変化に対処して、まぐる資源の保存及び管理の強化を図るための所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。